

資料 1

平成 29 年 2 月 2 日

平成 28 年度

第 2 回前橋市国民健康保険運営協議会

諮 問 事 項 説 明 資 料

前橋市健康部国民健康保険課

平成29年度 国民健康保険税 軽減判定の基準額引上げについて

世帯の所得が一定金額以下の場合には、国保税のうち均等割額・平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。今回、経済動向等を踏まえて、平成29年度税制改正大綱に軽減判定の基準額引上げが盛り込まれた。政府においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、法令にあわせて本市条例で定める軽減基準を改めようとするもの。

【軽減措置の根拠法令：地方税法第703条の5、地方税法施行令第56条の89、前橋市国民健康保険税条例第12条】

① 5割軽減…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区 分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	33万円+ <u>26万5千円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収98万円超 <u>186.7万円</u> 以下が対象
改正後	33万円+ <u>27万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収98万円超 <u>188.7万円</u> 以下が対象

② 2割軽減…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区 分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	33万円+ <u>48万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>186.7万円</u> 超 <u>278.7万円</u> 以下が対象
改正後	33万円+ <u>49万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例) 3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>188.7万円</u> 超 <u>283.1万円</u> 以下が対象

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の者

(参考) モデルケース

3人世帯（40歳代夫婦、子）で、1人だけ給与収入280万円（給与所得178万円）がある場合

現行では、2割軽減の基準である、33万円＋48万円×3人＝177万円を超える所得金額となるため、軽減非該当世帯である。

改正後は、2割軽減の基準である、33万円＋49万円×3人＝180万円以内の所得金額となるため、2割軽減該当になる。

	《現 行》	《改正後》	《差し引き》
【基礎課税分（医療給付費分）】			
所得割額	(1,780,000円－基礎控除330,000円)×8.0%=116,000円	116,000円	
均等割額	25,200円×3人＝75,600円 → 20,160円×3人＝60,480円		
平等割額	28,800円 →	23,040円	
合 計（100円未満切捨て）	220,400円	199,500円	△20,900円
【後期高齢者支援金分】			
所得割額	(1,780,000円－基礎控除330,000円)×2.0%=29,000円	29,000円	
均等割額	7,200円×3人＝21,600円 → 5,760円×3人＝17,280円		
合 計（100円未満切捨て）	50,600円	46,200円	△4,400円
【介護納付金分】			
所得割額	(1,780,000円－基礎控除330,000円)×1.86%=26,970円	26,970円	
均等割額	12,960円×2人＝25,920円 → 10,360円×2人＝20,720円		
合 計（100円未満切捨て）	52,800円	47,600円	△5,200円
【国民健康保険税全体】	323,800円	293,300円	△30,500円